**月形町新型コロナウイルス対策本部の解散について**

**新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に5類感染症に位置づけられ、新型インフルエンザ特別措置法に基づく措置が廃止されることになりました。**

**そのことに伴い政府、北海道の新型コロナウイルス対策本部が廃止となりましたので、「月形町新型コロナウイルス感染症対策本部」も同日をもって廃止することといたします。**

**今後、新型コロナウイルス感染症の流行状況に大きな変化が生じた場合は、国や道の動向を見ながら、本部の設置を**

**再検討します。**

**令和5年5月8日**

**月形町**